

平成22年新司法試験考査委員（国際関係法（公法系））に対するヒアリングの概要

（◎委員長，○委員，□考査委員，△事務局）

◎ 国際関係法（公法系）の科目の範囲について，事務局に説明をお願いする。

△ 考査委員からのヒアリングに先立ち，事務局から若干の御説明を申し上げる。

国際関係法（公法系）の範囲については，資料5「平成18年から実施される司法試験における論文式による筆記試験の科目（専門的な法律の分野に関する科目）の選定について（答申）」において，「なお，ここでいう国際関係法（公法系）は，国際法（国際公法），国際人権法及び国際経済法を（略）対象とするものである。」とされている。そして，資料6の「前期検討事項の検討結果について（報告）（平成16年12月10日新司法試験問題検討会（選択科目）」の国際関係法（公法系）のサンプル問題の部分においては，「その出題は，国際法を中心とし，国際法の体系に含まれる範囲で国際人権法及び国際経済法を対象とする。」とされている。さらに，資料7「新司法試験論文式試験における国際関係法（公法系）の出題イメージ及び出題の方針について」は，平成17年11月に考査委員の要請によりアナウンスを行ったもので，「本試験の出題に当たっては（略）国際法を中心とし，国際人権法及び国際経済法について問う場合にも国際法の理解を問う問題に限ることとする。」とされている。ここから分かるように，現状においても，事実上，国際関係法（公法系）の出題範囲は，国際法（国際公法）に限定されている。

資料8「科目別大学合計数等」は，平成19年度と平成20年度の法科大学院での各科目の単位取得者数等を記載したものである。国際関係法（公法系）については，開設されている大学院数や単位取得者数を見ても，他の選択科目と比較して際だって少ないというわけではない。

資料9「司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集の結果について（提出意見一覧）」は，昨年，選択科目の見直しに関して意見募集を実施した際に国際関係法（公法系）について寄せられた意見をまとめたもので，存続すべきという意見が6件，存続すべきとしつつ，出題範囲について意見を述べるものが5件あった。出題範囲については，いずれも縮小すべきとの意見であった。資料10「司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見（財団法人国際法学会理事長 櫻田嘉章）」は，その際に寄せられた国際法学会からの意見である。これは，アナウンスされている現在の出題範囲でもなお広すぎるといった内容となっている。

説明は以上である。

◎ それでは，ヒアリングを行う。考査委員の先生方におかれては，御多用にもかかわらず，当委員会に御出席いただき感謝申し上げます。本日は，新司法試験における国際関係法（公法系）の科目の範囲について，御意見を伺いたい。具体的には，国際関係法（公法系）の対象は，司法試験委員会の答申によって，国際法（国際公法），国際人権法，国際経済法とされているが，これが広すぎるのではないかという意見が寄せられているところである。この科目の範囲についてどのようにお考えか，縮小するとすれば，どの範囲に縮小すべきかなどについて，伺いたい。また，これまでの実際の出題との関係についても，併せて触れていただきたい。

□ まず，国際関係法（公法系）の科目の範囲が従来どのようなものであり，それについて

考査委員及び司法試験委員会がどのような対応をしてきたかということについて申し上げ、その後これまでの出題と今後の方向性について、私見を述べたい。

まず、科目の範囲について述べる。国際関係法（公法系）の現在の範囲は、平成16年8月2日付けの司法試験委員会による「平成18年から実施される司法試験における論文式による筆記試験の科目（専門的な法律分野に関する科目）の選定について（答申）」における「国際関係法（公法系）は、国際法（国際公法）、国際人権法及び国際経済法を（略）対象とするものである。」との表記に基づいている。しかしながら、これでは非常に出題範囲が広いことから、平成16年に新司法試験問題検討会で検討し、その報告書において、「その出題は、国際法を中心とし、国際法の体系に含まれる範囲で国際人権法及び国際経済法を対象とする。」という形で出題範囲を画した。これは、先ほどの司法試験委員会の答申における科目の範囲を前提としつつ、国際人権法及び国際経済法について限定した形となっているが、国際法の体系に含まれる範囲内、すなわち国際法（国際公法）の範囲のみが出題の対象となることが読み取れる内容である。この報告書について司法試験委員会の御了承を頂き、そして、平成18年、つまり第1回の新司法試験の実施の際から、「新司法試験論文式試験における国際関係法（公法系）の出題のイメージ及び出題の方針について」との文書を公表している。この文書は、新司法試験問題検討会の報告書の記載を敷衍した形で、「国際法を中心とし、国際人権法及び国際経済法について問う場合にも国際法の理解を問う問題に限ることとする。」と記載しており、毎年、これに沿って出題を行っている。科目の範囲をこのように限定した理由は、平成16年8月2日付けの司法試験委員会の答申において、選択科目の選定に当たって考慮する要素として、「実務的な重要性や社会におけるニーズの高さ、法科大学院におけるカリキュラム・教育内容や科目開設状況、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況、意見募集の結果」等が挙げられているところ、その中の科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況を特に重視し、かつ、他の選択科目との比較において受験者の負担を均等にすることを考慮した。

しかしながら、実質的には以上のとおり出題範囲に限定を加えたものの、引き続き、答申に科目の範囲として記載された「国際法（国際公法）、国際人権法及び国際経済法」という記述が非常に大きな影響を持ち、法科大学院生のみならず、法科大学院に関係する教員、特に国際関係法（公法系）を教授している教員の中でも、国際関係法の出題範囲について明確なイメージを持ってないという議論が多かったところである。また、答申にこのような形で科目の範囲が記載されている結果、法科大学院の講座で言えば、国際法（国際公法）、国際人権法及び国際経済法で、多いところで8単位分、少ないところでも6単位分の授業を履修しなければ、新司法試験を受験できないというイメージが持たれており、これが国際関係法（公法系）の受験者数が低迷している理由の一つになっていると思われる。

そこで、私としては、司法試験委員会において、「国際関係法（公法系）は、国際法（国際公法）を対象とするものである。」という形で、科目の範囲を限定していただくのが適当であると考え。このように科目の範囲を限定することと従来の出題範囲との関係について申し上げますと、従来は、司法試験委員会の答申、新司法試験問題検討会の報告書及び出題イメージの3つの文書によって、国際関係法（公法系）の出題範囲を国際法（国際公法）に限定していたのに対し、司法試験委員会においてこれと同じ範囲に科目の範囲を限定するということであって、従来の出題範囲を実質的に縮小するものではない。そして、この範囲の合理性であるが、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況や他の選

択科目との均衡を踏まえ、従来、実質的にこの範囲に出題を限定していたのであり、科目の範囲として広すぎることはあっても、狭すぎることはないと考えている。科目の範囲を限定した場合、国際人権法と国際経済法については、表記からは省かれるが、実質的には、現在と同様、国際法の体系に含まれる範囲内では出題対象となる。つまり、国際人権法及び国際経済法に含まれる事項のうち、科目の範囲を限定することによって除外されるものは、現在でも実質上出題範囲から除外されているものと同じである。これらは、専門性の観点からは、国際人権法については憲法の体系に位置付けられる部分、国際経済法については経済法の体系に位置付けられる部分であったり、あるいは、現時点においては体系化・標準化について未熟な部分であったりすると、私自身は理解している。

これまでの出題と今後の方向性について申し上げる。従来、「国際法を中心とし、国際法の体系に含まれる範囲で国際人権法及び国際経済法を対象とする。」「国際法を中心とし、国際人権法及び国際経済法について問う場合にも国際法の理解を問う問題に限ることとする。」との方針に従って、問題を出題してきており、その結果、国際人権法や国際経済法に関係する問題も出題されている。国際人権法に関係する問題は平成19年、国際経済法に関係する問題は平成18年及び平成21年に出題しているが、これらは、国際法において重要な、国際法の体系に含まれる範囲の事項であって、「国際関係法（公法系）は、国際法（国際公法）を対象とするものである。」として科目の範囲を限定したとしても、出題の対象となり得るものである。国際関係法（公法系）の出題傾向については、科目の範囲の限定によって変わるものではないと考えている。

- 科目の範囲についての表記を変えることで、特に従来と出題内容が変わるわけではないと理解したが、表記を変えることによって、法科大学院教員にとっても出題範囲が明確ではないという御指摘の問題点については解決されるのか。
- 国際法（国際公法）と記述すれば、その範囲は極めて明瞭である。国際法という科目が古くから成立しており、多くのテキストブックが刊行されている。他方、国際人権法や国際経済法といわれる分野は、比較的新しく出現した科目であり、ニーズにこたえるべくこれらの講座を設けた法科大学院も相当数あると思うが、これらについては、まだ標準化されたテキストブックがあるという状況ではないので、法科大学院生にとってもどこまで勉強すれば良いのか分からないという問題点があると感じる。
- 科目の範囲を限定すれば、法科大学院生にとっても明確になるということだと思うが、例えば、難民に関する条約は、国際法（国際公法）に含まれるのか、あるいはそうではない位置づけなのか、そういったことは明確なのか。
- 難民に関する問題は、まさに平成19年に出題している。科目の範囲を限定しても、難民に関する問題が出題範囲から除外されることはないということは、この出題が示しているところである。他方で、難民に関しては、憲法的な問題や非常に細かい行政法的な問題があるが、そういったものは国際法（国際公法）には含まれないので、出題されないことが今後は明確になる。従来もそういった憲法的なあるいは行政法的な問題は出題範囲に含まれていなかったが、一部の法科大学院生の中には、そういった問題も出題される可能性があるのではないかという^{きく}危惧があったと聞いている。
- イメージがわからないのだが、国際法（国際公法）がいわば基本的な法律であるのに対し、現在は国際法の様々な分野の発展があつて、古典的な国際法では論じられなかった部分が論じられており、それはいわば特別法のようなものと考えればよいのか。例えば、民法と

それに付随する特別な法規，借地借家法あるいは製造物責任法などとの関係のようなもので，これらの法規に言及することはあっても，問いたいのは民法に関する理解だというようなことなのか。

- 国際人権法の中には，ただ今の御発言のように，民法と借地借家法との関係に該当するような問題もある。もう一つは，例えば，民法あるいは商法と金融商品取引法との関係のような問題もある。専門外なので詳しくは存じていないが，金融商品取引法には，行政法的な規制も関係していると聞いている。民法が分かり，商法が分かり，行政法が分かり，その上で応用分野として金融商品取引法が理解できる，そういうものだと考えている。そのような意味で言うと，国際人権法も国際経済法もそうだが，特に国際人権法は，先ほどの難民に関する場合と同じように，国際法と同時に行政法や憲法といった国内法があり，その上にいわば応用的な科目として国際人権法というものが設定されていると理解できる部分がある。そして，国際人権法の場合，授業を担当する教員が憲法の教員か，それとも国際法の教員かということによって，教え方が異なるという問題もある。その意味では，国際人権法は，金融商品取引法のようにプロパーの教員が相当数いるという分野ではなく，むしろ，国際法，あるいは憲法，場合によっては刑法の教員が論じるというような分野である。そういった点が，先ほど申し上げたようにまだ十分に標準化・体系化されていない分野だと考える理由である。
- 国際人権法や国際経済法は，体系化・標準化されていないから，従来の表現だと，法科大学院の教員によっては違う範囲を想定してしまうということか。出題範囲の定義の仕方が変わるだけで実質的な内容は変わらないということが伝わってくるが，要するに，定義を単純にすることによって誤解をより少なくするという趣旨なのか。
- 司法試験委員会の答申にあるように，国際法（国際公法），国際人権法及び国際経済法をそのまま出題範囲とすると，過度に広くなり，かつ，国際人権法や国際経済法については，二とおり，三とおりのイメージで受け止められ得る。そこで，新司法試験問題検討会の報告書や出題イメージによって限定したが，元の答申の記載があるので，どうしてもこれに引きずられてしまう。法科大学院生としては，これらの科目をすべて取っておかないと新司法試験に対応できないのではないかと不安になるし，しかも，国際人権法及び国際経済法については，どのようなテキストで勉強すれば良いのかが分からないという，二重の問題点が出てきたのだと思う。
- 平成19年の難民の問題は，国際法の理解を問う問題に限る，との出題方針に沿った内容となっているということか。
- そうである。難民については，従来，国際法の授業の中で触れている。国際人権法の中で難民の問題を取り上げる場合は，先ほど申し上げたように，より詳細な行政法的な，あるいは憲法的なものを含む内容になると思う。
- ノン・ルフールマン原則は，国際法には含まれないのか。
- いや，ノン・ルフールマン原則は，通常，国際法の中に含まれる。
- ◎ 平成19年の第1問は，難民に関する問題で，その設問4では，「難民の地位に関する条約」への当てはめが問われている。これは，国際法的な観点から解答することになるのか。
- そうである。この平成19年の第1問では，国内法概念と国際法概念が違うということを確認に知っていてほしいという思いから，国内法上の難民認定手続をとるかどうかが

と条約上の権利義務，特に義務違反とがどのようにかわるかという，実務的な問題を問うたために，やや難しいという評価があったと聞いている。

- 設問 4 は，難民条約の解釈問題ということか。
- そうである。
- ただ今言及された問題の方は，国内法と条約との関係の問題で，難民をテーマとして取り上げながら，まさに国際法の理解を問うものだといえよう。
- 新司法試験が始まった初期の平成 18 年，19 年は，実務との関係に特に重点を置いて出題をした結果，難しいという評価につながったのだと思う。